

保険・補償内容について

■対人・人身

区分	事故内容	補償内容
対人補償	他人を死傷させたとき	1名につき 無制限
人身補償	運転、同乗者が死傷したとき	1名につき最大 3,000万円まで

■対物・車両

区分	事故内容	補償内容	免責
対物補償	他人の車や物に損害を与えたとき	1事故程度 無制限	5万円
車両補償	貸出車両に損害を与えたとき	1事故程度 時価まで	5万円

※1搭乗者の自動車事故によるケガ(死亡・後遺障害を含みます)につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償致します。(限度額3,000万円:損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施)

※保険の免責金額および給付される保険金を超える損害額はおお客様のご負担となります。

※保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。また警察の事故証明のない場合、保険金が給付されない場合もございます。

●●● よくお読み下さい ●●●

万一事故を起こされた場合のお客様の負担について

保険の免責額

保険で補償されない免責金額をご負担いただきます。

【免責額補償制度】

ご加入された場合、免責金額のご負担は免除されます。

保険での補償額を超える損害

保険での補償額を超える損害額及び保険金が給付されない場合の損害額をご負担いただきます。

例)人身傷害3,000万円超えの損害・飲酒運転など保険金が給付されない場合

ノンオペレーション チャージ(NOC)

万一、貸出店の責によらない事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として下記金額をご負担いただきます。

自走し予定の店舗に返却された場合 20,000円

自走出来ず予定の店舗に返却されなかった場合 50,000円

※走行可能でも店舗に返却されなかった場合(路上放置)は50,000円を申し受けます。

ご予約の際、もしくはご契約の際に免責額補償制度に加入されますと、万日事故を起こされても警察および当社に届出の無い事故、保険金が支払われない事故、弊社貸渡約款に違反する事故、無断延長中に発生した事故を除き、対物、車両補償の免責額が免除されます。

※1カ月までの貸渡については15日分を上限とします。

●免責額補償制度加入料 【1日(24時間まで)・消費税込み】1,080円

★ノンオペレーションチャージ(NOC)とは異なりますのでご注意ください★

【免責額補償精度】

免責とは対物賠償・車両補償の内、お客様にご負担いただく金額の事です。免責額補償制度とは免責金額【対物5万円・車両5万円・計10万円）を免除する制度の事です。

※免許取得後1年未満、または過去に重大な事故があり当社が不相当と認めた場合にはご加入をお断りさせていただきます。

※出発後の付帯はお断りさせていただきます。

※免責額補償制度にご加入してご利用の延長をされた場合、自動的に免責額補償制度も延長加入になり、24時間毎に1,080円が加算されます。

各種補償及び免責額補償制度について

以下の項目に該当する場合は、制度をご利用できない場合がございます。予めご了承下さい。

- ・事故の大小に関わらず警察及びカースタレンタカー事故・故障受付ダイヤル、出発店への届出及び連絡がない場合
- ・警察の事故証明が取得できない場合
- ・貸渡期間を無断で延長した上での事故を起こした場合
- ・貸渡時に届出の運転手以外の方が運転されて事故を起こした場合（又貸しも含む）
- ・運転中にシートベルト（助手席・後席を含む）を着用していなかった場合
- ・操作ミスによる事故の場合
- ・定員オーバーでの事故の場合
- ・出発店に無断で事故相手と示談した場合
- ・薬物使用及び飲酒、酒気帯び運転による事故の場合
（免許停止期間や運転できる自動車の種類に違反している場合も含む）
- ・お客様の所有・使用・管理する財物等の損害等
- ・通常の使用用途以外で生じた事故・車体の損害
（他社のけん引・車道以外を走行・各種テスト・競技・その他危険な運転等）
- ・店舗敷地内で車両や看板を破損した場合
- ・車両管理を怠った事による被害・盗難、その他の事故について（キーの紛失・盗難によるものを含む）
- ・パンク・バーストやタイヤの損傷・ホイールキャップの紛失、破損（アルミホイール含む）
- ・飛び石等の飛来物によるガラスのひび・割れ・破損
- ・車内塗装の汚損・装備品の紛失による被害
- ・タイヤチェーン、チャイルドシートの取付不備による損害
- ・給油等の燃料種間違いにより生じた事故について
- ・その他貸渡約款の条項に違反して使用した故障について（自動車保険約款の免責事項を含む）
- ・その他補償の限度額を超えた損害